

IAS 第 19 号の修正案―制度改訂、 縮小又は清算時の再測定―に関する 再審議の状況

はら かん IASB 客員研究員 **原 寛**

今回は、私が他のスタッフと共同で2016年7月及び9月のIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)会議及び2016年12月の国際会計基準審議会(IASB)会議にスタッフ・ペーパーを提出した、IAS第19号「従業員給付」の修正案に関する再審議の状況についてご報告申し上げたいと思います。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解であることをあらかじめ申し添えます。

背景

IASB は 2015 年 6 月に、公開草案「制度改訂、縮小又は清算時の再測定/確定給付制度からの返還の利用可能性 (IAS 第 19 号及びIFRIC 第 14 号の修正案)」を公表し、同年 10 月までコメントを求めました。その結果、78 通のコメント・レターが IASB に寄せられました。

IAS 第 19 号の修正案と IFRIC 第 14 号「確 定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの 相互関係」の修正案は元々、別々の関係者から 提出された別個の論点であり、IFRS-IC において個別に議論されたものですが、共に年金会計に関する提案であり、公開草案の公表予定時期も近かったことから、IASB は両者を単一の公開草案として公表することを決定しました。

前回はIFRIC 第14号の修正案について説明させていただきましたので、本稿ではIAS 第19号の修正案についてご説明いたします。なお、IFRIC 第14号の修正案については、2016年12月のIASB会議において、IFRS-IC の提案どおり、一部の文言修正を除き、修正案どおりに最終基準化することが暫定決定されております。

IAS 第 19 号の修正案の概要

修正案の概要は、以下のとおりです。

質問 3¹一資産上限額と過去勤務費用又は清算 損益との相互関係

IASB は、次のことを明確化するために IAS 第

¹ 公開草案におけるコメント提供者への質問番号(以下同様)。

- 19号を修正することを提案している。
- (a)過去勤務費用又は清算損益は、IAS 第19号の現行の要求事項に従って測定され純損益に認識される。
- (b)資産上限額の影響の変動は、IAS 第19号の 第57項(d)(iii)で要求しているように、その他 の包括利益に認識される。これは更新後の積 立超過(これ自体は過去勤務費用又は清算損 益の認識後に算定する)に基づく資産上限額 の再評価の結果として行う。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は 何か。

質問 4-制度改訂、縮小又は清算が生じた場合 の会計処理

IASB は、次のことを明示するために IAS 第19号を修正することを提案している。

- (a)確定給付負債(資産)の純額を、IAS 第19 号の第99項に従って再測定する際に、
 - (i)再測定後の当期勤務費用及び利息純額は、 再測定に用いた仮定を使用して算定される。
 - (ii)企業は、再測定後の利息純額を、再測定後 の確定給付負債(資産)の純額に基づいて 算定する。
- (b)制度改訂、縮小又は清算の前の当報告期間に おける当期勤務費用及び利息純額は、過去勤 務費用や清算損益の影響は受けず、また、そ れらに含まれない。

この提案に同意するか。 賛成又は反対の理由は 何か。

質問 5-経過措置

IASB は、これらの修正を遡及適用すべきであると提案しているが、2011年の IAS 第19号の修正に関して与えられた免除と同様となる免除を設けることを提案した。当該免除は、IAS 第19号の範囲に含まれない資産(例えば、棚卸資産に含められた従業員給付費用)の帳簿価額の修正に関するものである(IAS 第19号第173項(a)参照)。

質問3に関しては、コメント提供者から広範囲の支持が得られ、2016年9月のIFRS-IC会議及び12月のIASB会議でも公開草案の提案が再度支持されました。したがって、以下では、コメント提供者から反対意見が比較的多く寄せられ、IFRS-IC及びIASB会議でも議論の中心となった質問4の論点に絞って説明させていただきます。

なお、質問5の経過措置に関しては、複数の コメント提供者から IAS 第19号の修正案の遡 及適用に伴うコストがそれによるベネフィット に見合わない懸念が示されました。また、一部 のコメント提供者は、制度改訂、縮小、又は清 算(以下、総称して「制度事象」という。)は 継続的に生じる取引ではなく、通常、例外的か つ単発的に生じるものなので、その取引の性質 から遡及適用は必ずしも有用な情報を提供する ものではないと主張しました。2016年9月の 会議において IFRS-IC は、これらのコメント 提供者の懸念に同意し、公開草案の提案を変更 して IAS 第19号の修正案は発効日以降に生じ た制度事象について将来にわたって適用するこ とをIASBに対して提案する暫定決定を行いま した。2016年12月のIASB会議では、後述す る質問4の論点に関して、再度、IFRS-ICで 議論が必要との暫定決定が行われたため、質問 5の経過措置に関する審議は行われず、将来の 会議に持ち越しとなりました。

質問 4 に関するコメント提供者の フィードバックの概要

75 通のコメント・レターにおいて、当該質問4に関するコメントが提供されました。そのうち、約半数が修正案の内容を支持し、残りは修正案に反対か、修正案の特定の内容に関して懸念を表明しました。

修正案を支持したコメント提供者の主な理由



は、重要な追加的なコストが生じることなく、 修正案により現状の実務のばらつきが解消さ れ、利用者にとってより有用な情報が提供され るというものでした。

一方、提供された懸念のうち、特に多かった ものとしては、(a)「軽微な制度事象|²が生じ た場合の影響 (論点1) と(b) IAS 第34号「期 中財務報告」の要求事項との不整合 (論点2)

特に論点1は2016年9月のIFRS-IC会議及 び12月のIASB会議において、議論の中心と なったことから、この後、詳細に説明いたしま す。

初めに論点2の内容を簡単に要約します。 IAS 第34号 B9 項では、重要な制度事象が生 じた場合に加え、前年度末後に重要な市場変動 が生じた場合には、年金コストの修正が行われ ると規定されているのに対し、当該 IAS 第19 号の修正案では、制度事象が生じた場合のみ、 その後の報告期間の当期勤務費用及び利息純額 を再測定に用いた仮定を用いて修正することを 提案しているため、一部の関係者から整合的で ない旨の指摘がありました。ただ、この論点は 公開草案の公表前にすでに IFRS-IC 及び IASB で個別に審議されており、この潜在的な 不整合を解決するには、より包括的なプロジェ クトが必要であり、今回の IAS 第19号の限定 的改善プロジェクトで取り扱うテーマとしては 大きすぎるとの決定が行われています。コメン ト提供者から IFRS-IC 及び IASB が公開草案 公表前に審議した以上の新たな情報が提供され なかったこともあり、2016 年 9 月の IFRS-IC 会議及び12月のIASB会議における再審議に おいても、公開草案と同様、当該論点は取り扱 わない暫定決定が行われております。

論点1の詳細-コメント提供者の 主な主張

一部のコメント提供者は、修正案が最終基準 化された場合、制度事象が生じた場合に IAS 第19号第99項により要求される確定給付負債 (資産) の純額の再測定の頻度が高まる可能性 があり、それが IASB の意図するものではない であろう点を指摘しました。具体的には、軽微 な制度事象が生じた場合、現行の IAS 第19号 では、それにより生じる過去勤務費用又は清算 損益が重要ではないと判断されると、一般的な 重要性の原則3に基づき、企業は第99項で要 求される再測定を行う必要性はないと考えられ るのに対し、修正案では、第99項に基づく再 測定が行われた場合にはその後の報告期間の当 期勤務費用及び利息純額の金額にも修正が要求 されます。そのため、一般的な重要性の原則の 判断にあたり、現行の過去勤務費用又は清算損 益の重要性だけでなく、付随的に生じる事後的 な当期勤務費用及び利息純額の修正額も考慮す る必要性が生じ、その結果、前者の重要性が低 くても、後者の重要性が高い場合(典型的には 割引率が期首から大きく変動した場合)には、 第99項の再測定が要求されることになるとい う懸念が示されました。

その他に、経営者が軽微な制度事象を恣意的 に生じさせ、意図した会計上の取扱いを実現で きてしまう懸念(例えば、割引率が期首から大 きく増加している場合に、期中で軽微な制度事 象を恣意的に生じさせ、その後の報告期間の当 期勤務費用の額を減少させる) 等も示されまし た。

² ここでは、IAS 第 19 号第 99 項から 112 項を適用して算定される過去勤務費用又は清算損益が重要ではない 制度事象(例えば、一部の従業員に対してのみ制度改訂や清算が行われる場合)を意味します。

³ IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第8項参照。

論点 1 の詳細-2016 年 9 月の IFRS-IC 会議における議論

スタッフとしては、公開草案の BC19 項にも 記載のとおり、IAS 第19号第99項で要求され る再測定の頻度が変更されることは IASB の意 図するものではないと考えられることから、こ の問題を解決すべく、軽微な制度事象は当該修 正案の範囲から除外されるべきであると考えま した。具体的には、(1)第99項で要求される再 測定が行われ(現行と同様の形で一般的な重要 性の原則が適用される)、かつ、(2)当該制度に 属する従業員の重要な構成部分に対して制度事 象の影響が及ぶ場合に限って、修正案によって 要求される事後的な当期勤務費用及び利息純額 の修正が行われるように公開草案の内容を修正 するスタッフ提案を行いました。一部の IFRS-IC メンバーは当該スタッフ提案に同意 したものの、多くのメンバーは新たな判断項目 を設けて実務を複雑にするよりも、経営者に重 要性の判断を委ねるほうが適切との意見を表明 しました。その結果、軽微な制度事象に関して 新たな要件を設けることなく、当初の修正案ど おりに最終基準化することを IASB に提案する ことが暫定決定されました。

論点 1 の詳細-2016 年 12 月の IASB 会議における議論

スタッフは、軽微な制度事象に対するコメント提供者の懸念、IFRS-IC 会議でのスタッフ提案及び議論、IFRS-IC の提案を IASB 会議において説明しました。その際、スタッフ提案にあったような新たな要件を設けない場合に

は、IAS 第19号第99項で要求される再測定の 頻度が増加すること、及びそれは公開草案公表 時のIASBの意図の変更になることから、最終 基準の結論の根拠でその旨を明記する必要があ る点を説明しました。

IASB 会議での議論では、複数の IASB メンバーから第 99 項で要求される再測定の頻度が増加することに対する懸念や、それを適切に認知した上で IFRS-IC が暫定決定を行ったのかを疑問視する意見が聞かれました。その結果、軽微な制度事象を改訂基準の範囲から除外しない(スタッフ提案にあったような新たな要件を設けない)ことに伴う影響に的を絞って、IFRS-IC で再度議論するべきであると、IASBは暫定決定しました。

なお、その他のIAS第19号の修正案に関しては、IFRS-ICの提案どおり、一部の文言修正を除き、修正案どおりに最終基準化することが暫定決定されております。

今後の予定

上述の IASB の暫定決定を受け、2017年3 月開催予定の IFRS-IC 会議で、軽微な制度事 象の論点に限定した審議が行われる予定です。

その後、IASB会議に当該 IFRS-IC会議での暫定決定内容を報告し、審議が持ち越しとなった経過措置やデュー・プロセス・ステップの確認と共に修正案の内容に関して了承を受け、最終基準化に向けた投票手続開始の承認を受ける予定です。

なお、現時点では IASB の承認を前提に、最 終基準の公表を 2017 年中に予定しております。



お詫びと訂正

『季刊会計基準』第 55 号(2016.12)「IFRIC 第 14 号の修正案『確定給付制度からの返還の利用可 能性』に関する再審議の状況」において、編集上の誤りがございました。

お詫びして訂正いたします。

【訂正箇所】(下線部分が訂正箇所です)

		(誤)	(正)
110 頁	左段下から5行目	2015年9月の…	2016年9月の…
110 頁	右段上から5行目		
110 頁	右段下から5行目		
111 頁	右段上から1行目		